

保険税(料)の所得の申告をお願いします

保険年金課 ☎66・1172
後期高齢者医療 ☎66・1102

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減・減免を受けるには、所得の申告が必要で、収入がなかった方、非課税年金(障害基礎年金・遺族年金など)のみを受けている方など、所得税・市県民税申告の必要のない方でも、所得の申告をお願いします。
※税金上の扶養親族となつて
いる方は申告不要です。

申告期限

◇国民健康保険税

6月27日(水)

◇後期高齢者医療保険料

6月11日(月)

非自発的失業者に対する国民健康保険税軽減

保険年金課 ☎66・1172

平成24年3月31日以後に倒産や解雇など自ら望まない形で離職した65歳未満の方(非自発的失業者)の国民健康保険税について、離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、離職者本人の給与所得を

3割に減額して算定されます。必ず「雇用保険受給資格者証」を提示して申告してください。対象 離職時に65歳未満の方で、

・特定受給資格者
・特定理由離職者

※雇用保険受給資格者証の離職理由番号11、12、21、22、23、31、32、33、34

母(障)福医療費受給者証の更新

保険年金課 ☎66・1102

平成30年7月31日が期限の次の受給者証が更新となります。

⑤母子家庭等医療費受給者証

⑥障害者医療費受給者証

⑦後期高齢者福祉医療費受給者証(ひとり暮らし、ねた

きりなどで認定を受けている方)

お持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。

8月からは、必ず新受給者証を病院などの窓口で提示してください。

※今までの受給者証は、保険年金課に返却、または裁断処分してください。

後期高齢者医療保険料率 減額改定

愛知県後期高齢者医療広域連合議会で平成30・31年度の保険料率などが減額改定されました。今年度の後期高齢者医療保険料の通知を7月下旬に発送します。

保険料率の比較		
	平成28・29年度	平成30・31年度
所得割率	9.54%	8.76%
被保険者均等割額	46,984円	45,379円
保険料賦課限度額	57万円	62万円

減額理由

- ・1人あたりの医療給付費が2.9%減少したこと(886,485円→860,764円)
- ・剰余金140億円を保険料の抑制に活用したこと

保険料の計算方法 年間保険料=所得割額【(総所得金額等-33万円)×8.76%】+均等割額(45,379円)(年間保険料限度額62万円)※100円未満切り捨て

保険料の軽減

・所得が低い世帯の方※5割軽減、2割軽減の対象が拡大されました。世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を軽減します。

区分	基準となる所得金額
9割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下、かつその他各種所得がない
8.5割軽減	所得金額の合計が33万円以下で、9割軽減に該当しない
5割軽減	33万円+(27.5万円×世帯の被保険者数)以下 ※下線部分5千円拡大
2割軽減	33万円+(50万円×世帯の被保険者数)以下 ※下線部分1万円拡大

※年齢・収入状況・世帯構成によって基準が異なります。

・会社の健康保険などの被扶養者

会社の健康保険などの被扶養者(国民健康保険、国民健康保険組合加入者は除く)であった方は、平成30年度も所得割がからず、均等割額が5割軽減されます。(所得の低い世帯の方の被保険者均等割額の軽減にも該当する方はいずれか軽減額の大きいほうが適用されます)

保険料の減免(申請必要) 対象:以下のいずれかに該当し保険料の納付が困難な方

- ・災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- ・事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

保険年金課 ☎66・1102